

品川区重症心身障害児者等在宅レスパイト事業実施要綱

平成 28 年 5 月 18 日	区長決定	要綱第 187 号
平成 29 年 5 月 31 日	区長決定	要綱第 93 号
平成 30 年 3 月 20 日	区長決定	要綱第 50 号
平成 30 年 12 月 25 日	区長決定	要綱第 3 号
平成 31 年 2 月 1 日	部長決定	要綱第 153 号
令和 2 年 10 月 1 日	区長決定	要綱第 195 号
令和 3 年 1 月 1 日	部長決定	要綱第 204 号
令和 3 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 144 号
令和 4 年 2 月 25 日	区長決定	要綱第 31 号
令和 5 年 3 月 24 日	区長決定	要綱第 51 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅で生活する重症心身障害児者や重度の身体障害児者で、医療的ケアや常時の見守りを必要とする方の家族の負担軽減を図るため、事業の実施に必要な経費の一部を予算の範囲内で執行し、品川区重症心身障害児者等在宅レスパイト事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱に定める事業の定義は次のとおりとする。

- (1) 重症心身障害児者とは、身体障害者手帳 1・2 級および愛の手帳 1・2 度を所持する者または同等であると認められた障害児等をいう。
- (2) 重度の身体障害児者とは、身体障害者手帳総合等級 1 級もしくは 2 級に該当する身体障害児者をいう。
- (3) 医療的ケアとは、見守り看護を主とする日常生活上の支援とともに行う痰吸引や経管栄養等とする。
- (4) 常時の見守りとは、日常生活上行われる見守り等の支援に際してあわせて提供する体位交換、食事介助等の療養上の世話とし、自立支援給付等の利用により提供される入浴や外出等の支援を除くものとする。

(対象者)

第 3 条 事業の対象は、区内に在住しその居宅において生活する第 1 号から第 3 号のいずれかを満たす方（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 医療保険などにより訪問看護を利用して居宅で医療的ケア等を受けている重症心身障害児者を介護する家族等。
- (2) 人工呼吸器を装着している障害児その他別表 4 に定める日常生活を営むため

に医療を要する状態にある在宅の障害児を介護する家族等。

(3) 常時の見守りを必要とする重度の身体障害児者を介護する家族等。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する方は対象としない。

(1) この事業の対象要件を満たさなくなった場合

(2) 不正または虚偽の申請により利用登録決定を受けた場合

(3) その他、区長が利用を不相当と認めた場合

(事業内容)

第4条 事業は、対象者の居宅に訪問看護師または訪問支援員（以下「看護師等」という。）を派遣し、次の各号に掲げる類型により提供する。

(1) 訪問看護型

第3条第1項第1号または第2号に定めるものが利用する訪問看護ステーション等に所属する看護師等から受ける医療的ケアとする。

(2) 居宅介護型

第3条第1項第3号に定めるものが居宅介護の看護師等から受ける常時の見守りとする。

(支援の範囲)

第5条 事業において提供できる支援の範囲は、第2条に定義する医療的ケアおよび常時の見守りとし、第4条第1号に定める類型では事業の提供中に生ずる主治医医師から指示のあった医療的ケアを含めるものとする。

(派遣時間および回数)

第6条 看護師等の派遣は、一日1回あたり2時間から4時間までを限度とする30分単位とし、第9条第2項に規定する有効期間内において144時間を上限とする。

2 看護師等の派遣は、区が契約する事業者（以下「事業者」という。）の営業時間内に提供することを原則とし、事業者が提供可能とする派遣時間、回数とする。

3 対象者の状態像により複数の看護師等の派遣が必要な場合は、看護師等一人あたりの時間を合算し、前項に掲げる最大時間数の範囲内で認めることができるものとする。

(利用の登録申請)

第7条 事業の利用を希望する対象者の家族（以下「申請者」という。）は、あらかじめ品川区重症心身障害児者等在宅レスパイト事業登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出し、利用者登録を行うものとする。

(医師の指示書)

第8条 区長は申請者（第3条第1項第1号に掲げるものに限る。）から申請書を受理

した時は、届け出のあった主治医に対し、品川区重症心身障害児者等在宅レスパイト事業医師指示書（第2号様式。以下「指示書」という。）を求めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、主治医が文書により訪問看護への医療的ケアの指示を行い、事業における医療的ケアの指示が併せて明記されている場合は、指示書を代替することができる。
- 3 区長は、第1項の指示書を求めた場合、指示書とともに主治医より提出される請求書にもとづき別表1に定める費用を支弁する。

（利用の決定）

- 第9条 区長は、申請書および指示書ならびに必要な応じた調査を行い、登録が適切と認めるときは品川区重症心身障害児者等在宅レスパイト事業利用登録決定通知書（第3号様式）により、登録を不適切と認めるときは品川区重症心身障害児等在宅レスパイト事業利用登録不承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。
- 2 第1項の登録の有効期間は、登録を決定した日から当該年度の3月31日までとする。

（変更等）

- 第10条 事業の利用登録決定通知書を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項に変更があった場合は、品川区重症心身障害児者等在宅レスパイト事業変更届（第5号様式）により、速やかに区長に届け出るものとする。
- （1）利用者および利用者の保護者の氏名、住所、緊急連絡先に変更があった場合
 - （2）利用者の障害の状況、医療的ケアの状況に変更があった場合
 - （3）医療機関、主治医、事業者を変更する場合

（利用の方法）

- 第11条 事業の利用者がこの事業を利用しようとするときは、事業者に対し利用者が直接利用の依頼を行うものとする。

（事業者）

- 第12条 事業は区と事業の提供について契約した事業者が行うものとする。

（実績報告）

- 第13条 事業者は、事業を実施した時は翌月15日までに区長に実績報告書を提出しなければならない。

（利用者負担）

- 第14条 事業の実施にかかる利用者の負担は、別表1および2の通りとする。
- 2 事業の実施に際し必要となる利用者の日用品、医療的ケアの提供にかかる衛生用

品等は、利用者の負担とする。

- 3 特別区民税の算定に当たっては、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

（報酬）

第15条 事業にかかる事業者の報酬は、別表3の通りとする。

- 2 区は、事業を事業者に対し委託するとともに、事業者からの請求に基づき第1項に定める報酬を支弁する。
- 3 特別区民税の算定に当たっては、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

（委任）

第16条 この要綱で定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度における第6条第1項の規定の適用については、同項中「で24回を超えない範囲で、月4回まで」とあるのは、「において96時間を上限」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

2 令和3年度における第6条第1項の規定の適用については、同項中「で24回を超えない範囲で、月4回まで」とあるのは、「において96時間を上限」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

(別表 1)

指示書作成にかかる費用 (1通あたり)		区負担額 (上限額)	利用者負担額
生活保護世帯 住民税非課税世帯		3,000 円	0 円
一般 1	障害者 所得割 16 万円未満	2,930 円	70 円
	障害児 所得割 28 万円未満	2,970 円	30 円
一般 2	上記以外	2,700 円	300 円

(別表 2)

世帯区分			訪問看護分		居宅介護分	
			時間数	1 回あたり	時間数	1 回あたり
生活保護世帯 住民税非課税世帯			2 時間	0 円	2 時間	0 円
			2 時間 30 分	0 円	2 時間 30 分	0 円
			3 時間	0 円	3 時間	0 円
			3 時間 30 分	0 円	3 時間 30 分	0 円
			4 時間	0 円	4 時間	0 円
一般 1	区 民 税 課 税	(障害者) 所得割 16 万円未満	2 時間	370 円	2 時間	210 円
			2 時間 30 分	460 円	2 時間 30 分	260 円
			3 時間	550 円	3 時間	310 円
			3 時間 30 分	640 円	3 時間 30 分	360 円
			4 時間	740 円	4 時間	420 円
	(障害児) 所得割 28 万円未満	2 時間	180 円	2 時間	100 円	
		2 時間 30 分	220 円	2 時間 30 分	120 円	
		3 時間	270 円	3 時間	150 円	
		3 時間 30 分	310 円	3 時間 30 分	170 円	
		4 時間	360 円	4 時間	200 円	

一般 2	上記以外	2時間	1,500円	2時間	860円
		2時間30分	1,880円	2時間30分	1,070円
		3時間	2,200円	3時間	1,290円
		3時間30分	2,630円	3時間30分	1,500円
		4時間	3,000円	4時間	1,720円

(別表3)

世帯区分		訪問看護分		居宅介護分		
		時間数	1回あたり	時間数	1回あたり	
生活保護世帯 住民税非課税世帯		2時間	15,000円	2時間	8,600円	
		2時間30分	18,750円	2時間30分	10,750円	
		3時間	22,500円	3時間	12,900円	
		3時間30分	26,250円	3時間30分	15,050円	
		4時間	30,000円	4時間	17,200円	
一般 1	区 民 税 課 税	(障害者) 所得割 16万円未満	2時間	14,630円	2時間	8,390円
			2時間30分	18,290円	2時間30分	10,490円
			3時間	21,950円	3時間	12,590円
			3時間30分	25,610円	3時間30分	14,690円
			4時間	29,260円	4時間	16,780円
	(障害児) 所得割 28万円未満	2時間	14,820円	2時間	8,500円	
		2時間30分	18,530円	2時間30分	10,630円	
		3時間	22,230円	3時間	12,750円	
		3時間30分	25,940円	3時間30分	14,880円	
		4時間	29,640円	4時間	17,000円	
一般 2	上記以外		2時間	13,500円	2時間	7,740円
			2時間30分	16,870円	2時間30分	9,680円
			3時間	20,300円	3時間	11,610円
			3時間30分	23,620円	3時間30分	13,550円
			4時間	27,000円	4時間	15,480円

(別表4)

医療的ケア（第3条第1項第2号関係）（以下のいずれかのケアを受けていること）			
①	人工呼吸器管理（毎日行う機械的起動加圧を要する管理を含む）	⑦	中心静脈栄養（IVH）

②	気管内挿管、気管切開	⑧	経管（経鼻・胃瘻を含む）
③	鼻咽頭エアウェイ	⑨	腸瘻・腸管栄養
④	酸素吸入	⑩	継続する透析（腹膜還流を含む）
⑤	6回／日以上の高頻回の吸引	⑪	定期導尿（3回／日以上） （人工膀胱を含む）
⑥	ネブライザー6回／日以上 または継続使用	⑫	人工肛門